

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○
○○ ○○

処 分 庁 安芸市長 横山 幾夫

審査請求人が令和4年4月26日付けで提起した、令和4年4月1日付け第○○○号により処分庁安芸市長（以下「処分庁」という。）が行った令和4年度固定資産税賦課処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行い、令和4年4月1日付けで、審査請求人あてに通知した。
- 2 審査請求人は、令和4年4月26日付けで、本件処分の年税額の変更を求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

処分庁が行った本件処分による年税額が高額である。家を解体し更地にしたら、年税額49,000円の固定資産税が通知されたが、10年で490,000の税金で耐えられない。また、本件に係る土地は、交通量も少なく、平日であつても人通りが少なく買い手もつかないと思われる。寄附すると言つても市役所も受け付けない。不動産業者も売れない。このような土地は、課税標準額を低く抑えるべきではないかと思っている。年税額を3分の1にしてもらいたい。

理 由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書に記載の

審査請求の理由及び添付資料に記載の内容からは、本件処分が、法令にてらしてどのように違法又は不当な処分であるのか不明確であることにより、当該審査請求を不適法なものとして、令和4年5月6日付け文書により、審査請求人に対して補正の通知を行った。

審査請求人からは、令和4年5月23日付けで、令和4年5月6日付け文書により市から求められた補正を行うことはできない旨の文書の提出があった。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年6月2日

審査庁 安芸市長 横山 幾夫

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安芸市を被告として（訴訟において安芸市を代表する者は安芸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。